

保発0401第8号  
令和2年4月1日

健康保険組合連合会会長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

### 後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について

後期高齢者支援金の加算・減算制度について、その内容等の詳細は下記のとおりとするので、御了知の上、貴団体傘下の保険者への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきを願いたい。

なお、本通知をもって、「後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について」（平成25年4月1日付け保発0401第10号厚生労働省保険局長通知）は廃止する。

#### 記

#### 第一 概算後期高齢者支援金調整率に関する事項について

概算後期高齢者支援金調整率は、100/100 とすることとする。

#### 第二 確定後期高齢者支援金調整率に関する事項について

1 令和元年度の確定後期高齢者支援金調整率は、(1) から (3) に掲げる保険者区分に応じ、次のとおりとする。

##### (1) 加算対象保険者

加算対象保険者の調整率は1に①及び②に掲げる率を加えた率とする。

- ① 平成30年度における特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施率が、同年度において、次の表の左欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の右欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
健康保険組合（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 11 条第 1 項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）又は共済組合	45/100 未満	2/100
	45/100 以上 57.5/100 未満（※）	0.5/100
健康保険組合（健康保険法第 11 条第 2 項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団又は前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	42.5/100 未満	2/100
	42.5/100 以上 50/100 未満（※）	0.5/100

- ② 平成 30 年度における特定保健指導（法第 18 条第 1 項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率が、同年度において、次の表の左欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の右欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	0.1/100 未満	2/100
	0.1/100 以上 2.75/100 未満	0.5/100
	2.75/100 以上 5.5/100 未満（※）	0.25/100
	総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	0.1/100 未満
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	0.1/100 以上 1.5/100 未満	0.5/100
	1.5/100 以上 2.5/100 未満（※）	0.25/100

(2) 減算対象保険者

減算対象保険者の調整率は1から①に掲げる額を②に掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率とされており、今後、加算額の規模、減算対象者保険者の後期高齢者支援金額等を踏まえ、定めることとする。

- ① 当該各年度における全ての加算対象保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の総額と当該各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額
- ② 当該各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

(3) (1)及び(2)以外の保険者 100分の100

2 令和2年度の確定後期高齢者支援金調整率は、次のとおりとする。

(1) 加算対象保険者

加算対象保険者の基準及び各区分に対応する調整率は以下のとおりとする。調整率は1に①及び②に掲げる率を加えた率とする。

- ① 令和元年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の左欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の右欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	45/100 未満	5/100
	45/100 以上 57.5/100 未満 (※)	1/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第25条の3第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める組合	42.5/100 未満	5/100
	42.5/100 以上 50/100 未満 (※)	1/100

- ② 令和元年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の左欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の右欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	0.1/100 未満	5/100
	0.1/100 以上 5.5/100 未満	1/100

	5.5/100 以上 10/100 未満 (※)	0.5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	0.1/100 未満	5/100
	0.1/100 以上 2.5/100 未満	1/100
	2.5/100 以上 5/100 未満 (※)	0.5/100

(2) 減算対象保険者

減算対象保険者の調整率は 1 から①に掲げる額を②に掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率とされており、今後、加算額の規模や減算対象者保険者の後期高齢者支援金額等を踏まえ、定めることとする。

- ① 当該各年度における全ての加算対象保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の総額と当該各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額
- ② 当該各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

(3) (1)及び(2)以外の保険者 100/100

第三 加算対象からの除外について

次の 1 から 4 までの基準に該当すると厚生労働大臣が認め、その旨を通知した保険者は、加算対象保険者から除くものとする。なお、保険者は次の 1 から 4 までの基準に該当すると見込まれるときは、速やかに（遅くとも実施年度の翌々年度の 6 月末日までに）、書類等を添えて厚生労働大臣に対しその旨を申し出る必要がある。

- 1 災害その他の特別な事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。  
当該基準に該当する場合、下記の書類を添えて申出を行うことが必要であること。
  - ① 災害その他の特別な事情の内容を示す書類  
(例) 災害救助法に基づき指定を受けている市区町村であることを示す書類
  - ② 特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかった理由を示す書類
- 2 特定健康診査の対象者の数が 1,000 人未満の保険者であって、当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を

満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の保険者の種類に応じ、それぞれの種類における平均値以上であること。

保険者の種類	平均値
算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
単一型健康保険組合	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団	全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値
共済組合	全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値

当該基準に該当する場合、下記の(1)及び(2)の書類を添えて申出を行うことが必要であること。

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 40 条の 2 第 4 項第 2 号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 94 号。以下「実施体制告示」という。）一に規定する基準を満たしていることを示す書類
  - (ア) 実施体制告示一のイに掲げる場合
 

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 17 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成 25 年厚生労働省告示第 93 号。以下「実施基準」という。）を満たしていることを示す書類

(例) 実施基準第 1 の 5 (5)及び第 2 の 5 (7)に基づき、当該規定に定められた事項を公表していたことを示す書類
  - (イ) 実施体制告示一のロに掲げる場合
 

実施基準を満たす保険者と契約していたことを示す書類

(例) 実施契約書の写し
  - (ウ) 実施体制告示一のハに掲げる場合
 

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）を満たした者に委託していることを示す書類

(例) 委託契約書の写し
- ② 実施体制告示二の基準を満たしていたことを示す書類
 

(例) 特定健康診査等の実施方法の概略を示した書類及び特定健康診査の受診券の写し又は特定保健指導の利用券の写し等実際に特定健康診査

等の周知を行ったことを示す書類の写し等

- 3 1及び2のほか前年度に特定健康診査等を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があったこと。当該保険者の責めに帰することができない事由とは、具体的には、システムの故障等を理由として、社会保険診療報酬支払基金に特定健康診査等の実施率の報告ができない場合等であること。

当該基準に該当する場合、下記の(1)及び(2)の書類を添えて申出を行うことが必要であること。

- ① 特定健康診査等の実施率が加算対象保険者に係る基準を超えていたことを示す書類  
(例) 特定健康診査の結果の写し及び特定保健指導に係る指導記録の写し
- ② 特定健康診査等に係る結果を社会保険診療報酬支払基金に報告することができなかつた事由を示す書類

- 4 1、2及び3のほか、第二の1(1)及び2(1)の表の中欄において(※)を付している実施率に該当する保険者のうち、当該年度において、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第40条の3の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(令和2年厚生労働省告示85号。以下「減算基準告示」という。)第2号から第7号までを満たしていること。

#### 第四 減算対象保険者の基準について

第二の1(2)及び2(2)に規定する減算対象保険者とは、減算基準告示第1号から第7号までを満たしている保険者をいう。

#### 第五 加算対象保険者及び減算対象保険者の決定の手順

国は、保険者が加算対象保険者及び減算対象保険者に該当すると見込まれるときは、当該保険者へ連絡を行うものとし、必要と認められる場合、特定健康診査等の実施率の確認を行うものとする。

また、国は、保険者が加算対象保険者及び減算対象保険者に決定した場合、特定健康診査等の実施年度の翌々年度の12月末日までに、対象保険者に通知を行うものとする。

#### 第六 特定健康診査等の実施率について

第二の2に規定する特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率は、それぞれ下記1及び2のとおり算出することとする。

##### 1 特定健康診査の実施率

特定健康診査の実施率は、当該各年度における当該保険者に係る(1)の特定健康診査受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る(2)の特定健

康診査対象者の数で除して得た数とする。

(1) 特定健康診査受診者数

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成 30 年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（平成 29 年 10 月 30 日付け保発 1030 第 8 号厚生労働省保険局長通知。以下「結果通知」という。）第 1 の二の 2 (1) の特定健診情報ファイルに基づき算出した結果通知第 2 の二の 1 (4) の特定健康診査受診者数をいう。

(2) 特定健康診査対象者数

結果通知第 1 の一の 2 (1) の集計情報ファイルに記載された結果通知第 2 の二の 1 (1) 特定健康診査対象者数をいう。

2 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率は、当該各年度における当該保険者に係る(1)の特定保健指導の終了者数を、当該各年度における当該保険者に係る(2)の特定保健指導対象者の数で除して得た数とする。

(1) 特定保健指導の終了者数

結果通知第 1 の二の 2 (2) の特定保健指導情報ファイルに基づき算出した結果通知第 2 の二の 7 (20) の特定保健指導の終了者数（小計）をいう。

(2) 特定保健指導の対象者数

結果通知第 1 の二の 2 (2) の特定保健指導情報ファイルに基づき算出した結果通知第 2 の二の 7 (19) の特定保健指導の対象者数（小計）をいう。